

令和3年度（2021年度）特別支援教育総合推進事業 第1回留萌教育局管内特別支援連携協議会の概要

令和3年（2021年）6月25日（金）に開催した本協議会では、はじめに、事務局から令和2年度（2020年度）の重点に関わる留萌管内の特別支援教育の充実に向けた取組等について報告を行いました。その後、今年度の重点の実現に向け、名寄市立大学の矢口准教授からの情報提供及び連携協議会構成員による協議をし、取組の方向性について確認を行いました。



説明

- 【留萌管内の課題】・支援関係者の専門性向上を図る必要がある。
・「個別の教育支援計画」の活用について一層の充実を図る必要がある。

【令和3年度（2021年度）の重点】

- 重点① 「校内研修プログラム」を活用した全職員による計画的な校内研修の実施など、一人一人のニーズに応じた指導や支援**
重点② 「個別の教育支援計画」などの作成及び活用による幼児期からの切れ目のない一貫した指導や支援

情報提供

◆ 矢口委員（名寄市立大学准教授）からの情報提供 ◆

- <重点①に関わって>
・特別支援学級の教員が校内研修の講師を務めることや、道教委作成の指導資料、特別支援教育センターのオンライン研修を活用するなどして、教員一人一人の専門性だけでなく、学校としての専門性を高めていくことが重要
- <重点②に関わって>
・「個別の教育支援計画」は、作成が目的ではなく活用することが目的であるため、活用状況を検証することが必要

協議

【今年度の重点についての協議】

◆ 各委員からの主な意見 ◆

- | 重点①について | 重点②について |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない支援のために、特別支援教育に関するチームとしての専門性を高める必要がある。 幼児児童生徒の実態を踏まえ、適切な支援や具体的な手立てを検討する研修を実施する必要がある。 学校と関係機関が連携した研修や専門家を招いた研修を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 指導や支援について、本人・保護者と検証改善を図ることができるよう、「個別の教育支援計画」を活用する必要がある。 「個別の教育支援計画」に関係機関による支援や助言等を記載し、早期からの一貫した指導や支援に係る情報を整理する必要がある。 |

重点①のまとめ

重点②のまとめ

確認した内容

◆ 事務局から ◆

- | <専門性の向上に向けた具体的な取組> | <「個別の教育支援計画」等の活用に向けた具体的な取組> |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態や発達の段階に応じた指導及び支援に関する知識・技能を身に付ける研修の充実を図る。 ○関係機関が連携し、特別支援教育に係る実践的な研修を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画」を保護者との対話のツールとして日常的に活用する。 ○「個別の教育支援計画」を組織的・計画的に評価・改善し、指導や支援の充実を図る。 ○「個別の教育支援計画」等を活用し、関係機関が連携した相談支援体制の構築による切れ目のない一貫した指導や支援の充実を図る。 |

6月28日（月）に専門家チーム会議を開催しました。

会議では、専門性の高い人材を活用による校内研修の推進や「個別の教育支援計画」等の活用の一層の充実について交流し、今年度の重点の実現に向けて共通理解を図りました。

会議の様子

